

## □ お手続きの流れ

### お手続きの申出

亡くなられた方（被相続人様）の取引店にお申出いただき、**お手続きのご予約をお願いします。**  
※お申出により、亡くなられた方（被相続人様）の預金は、相続手続きが完了するまで、お引出・ご入金などのお手続きは出来なくなりますので、あらかじめご了承ください。

（下記の「ご留意いただきたい事項」を参照願います）

【店舗連絡先】※お手続きは完全予約制となります。

本店営業部・半原支店 / 住所：愛甲郡愛川町中津 290 電話：046-285-0170

相北支店・津久井湖支店 / 住所：相模原市緑区三ヶ木 312 電話：042-784-1171

### 必要書類のご準備

お取引の内容、相続方法に応じ、ご準備いただく書類が異なります。

下記の「必要書類について」を参照いただき、ご不明な点は取扱店にお問い合わせください。

- ・遺言書あり ⇒ 遺言執行者選任している (1-①)  
遺言執行者選任していない (1-②)
- ・遺言書なし ⇒ 遺産分割協議書あり (2-①)  
遺産分割協議書なし (2-②)

### 書類のご提出

ご準備いただいた書類は当組合所定の相続手続き依頼書とともに取扱店にご提出ください。

### 相続預金のお支払い等

預金の払戻し等は、ご提出いただいた書類を確認させていただいた後となります。

**お手続きに日数がかかる場合もございますので、予めご了承ください。**

## □ ご留意いただきたい事項

相続の連絡をいただいた場合、亡くなられた方（被相続人様）との取引は、以下のお取扱いとさせていただきますので、ご留意ください。

| 取引内容 | 取引方法  |   |
|------|---|---|
| 預金   | お引出   | お取扱いできません。  |
|      | お預入   | お取扱いできません。  |
|      | お振込みの受取   | お受取はできません。<br>※家賃等の受取予定がある場合は、振込指定口座の変更を早めに行ってください。                                     |
|      | 口座振替  | お引落（支払い）はできなくなります。<br>※公共料金等の口座振替中の諸代金については、別途お支払いいただくこととなりますので、早めにお引落口座の変更手続きを行ってください。 |
| 出資金  | 持分の払戻し、または相続人様への譲渡のいずれかを選択していただきます。なお、払戻は1年～1年半かかる場合もございます。 |   |
| 融資   | ご融資の内容により手続きが異なりますので、取引店へご相談ください。                           |   |

## □ 必要書類について

「遺言書」「遺産分割協議書」「戸籍謄本」「法定相続情報一覧図写し」「印鑑登録証明書」は原本提示が必要となります。書類を確認しコピーをとらせて頂き、原本はご返却します。

### 【1-① 遺言書があり、遺言執行者を選任している】

- ▶ 遺言書
  - ・公正証書遺言は「正本」または「謄本」
  - ・自筆証書遺言（法務局の保管制度の利用なし）は「遺言書原本」  
※家庭裁判所の検認手続きが必要
  - ・自筆証書遺言（法務局の保管制度の利用あり）は「遺言書情報証明書」  
※家庭裁判所の検認手続きは不要
  - ・秘密証書遺言は「遺言書原本」  
※家庭裁判所の検認手続きが必要
- ▶ 「検認済証明書」または「遺言書検認調書謄本」  
※自筆証書遺言（法務局の保管制度の利用なし）と秘密証書遺言の場合は必要
- ▶ 遺言執行者選任審判書謄本  
※遺言執行者が家庭裁判所で選任された場合は必要
- ▶ 相続依頼書
  - ・特定遺贈の場合：遺言執行者の署名、実印を捺印したもの
  - ・包括遺贈の場合：遺言執行者の署名、実印を捺印したもの
- ▶ 亡くなられた方の除籍謄本（死亡の記載があるもの）
- ▶ 印鑑登録証明書  
※発行後6ヵ月以内
  - ・特定遺贈の場合：遺言執行者の印鑑登録証明書
  - ・包括遺贈の場合：遺言執行者の印鑑登録証明書
- ▶ 遺言執行者の実印
- ▶ 遺言執行者の本人確認書類
- ▶ 相続預金受取書  
※相続預金を現金でお受取りする場合は必要
- ▶ 相続預金を現金でお受取りする方の本人確認書類
- ▶ 亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード・出資証券など

## 【1-② 遺言書があり、遺言執行者を選任していない】

- ▶ 遺言書
  - ・公正証書遺言は「正本」または「謄本」
  - ・自筆証書遺言（法務局の保管制度の利用なし）は「遺言書原本」  
※家庭裁判所の検認手続きが必要
  - ・自筆証書遺言（法務局の保管制度の利用あり）は「遺言書情報証明書」  
※家庭裁判所の検認手続きは不要
  - ・秘密証書遺言は「遺言書原本」  
※家庭裁判所の検認手続きが必要
  
- ▶ 「検認済証明書」または「遺言書検認調書謄本」  
※自筆証書遺言（法務局の保管制度の利用なし）と秘密証書遺言の場合は必要
  
- ▶ 相続依頼書
  - ・特定遺贈の場合：当組合の預金を相続する特定受遺者様の署名、実印を捺印したもの
  - ・包括遺贈の場合：包括受遺者様の署名、実印を捺印したもの
  
- ▶ 亡くなられた方の除籍謄本（死亡の記載があるもの）
  
- ▶ 印鑑登録証明書  
※発行後6カ月以内
  - ・特定遺贈の場合：当組合の預金を相続する特定受遺者様の印鑑登録証明書
  - ・包括遺贈の場合：包括受遺者様の印鑑登録証明書
  
- ▶ 手続き当事者様（来店する受遺者様の代表）の実印
  
- ▶ 手続き当事者様（来店する受遺者様の代表）の本人確認書類
  
- ▶ 相続預金受取書  
※相続預金を現金でお受取りする場合は必要
  
- ▶ 相続預金を現金でお受取りする方の本人確認書類
  
- ▶ 亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード・出資証

## 【2-① 遺言書がなく、遺産分割協議書がある】

### ▶ 遺産分割協議書

全ての相続人様が各自自署し、それぞれの実印を捺印したもの

### ▶ 戸籍謄本または法定相続情報一覧図写し

※戸籍謄本をご提出いただく場合は以下の謄本をご準備ください。

- ・亡くなられた方の除籍謄本（死亡の記載があるもの）
- ・亡くなられた方の改製原戸籍謄本（出生から死亡まで続いている全ての戸籍謄本）
- ・相続人様の戸籍謄本（亡くなられた方との関係がわかるもの）

※「法定相続情報一覧図写し」とは、法定相続情報証明制度に基づき、相続人様が亡くなられた方の戸籍謄本等を法務局に提出することにより、無料で交付を受けることができる書類です

### ▶ 相続依頼書（遺産分割協議書有）

遺産分割協議書で指定された、当組合の預金を相続する方のみ各自自署し、それぞれの実印を捺印したもの

### ▶ 全ての相続人様の印鑑登録証明書

※発行後6か月以内のもの

### ▶ 手続き当事者様（来店する相続人様の代表）の実印

### ▶ 手続き当事者様（来店する相続人様の代表）の本人確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード等顔写真の貼付がある本人確認書類1点。または、健康保険証、年金手帳等顔写真の貼付がない本人確認書類2点。

### ▶ 相続預金受取書

※相続預金を現金でお受取りする場合は必要

### ▶ 亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード・出資証券など

## 【2-② 遺言書がなく、遺産分割協議書もない】

- ▶ 戸籍謄本または法定相続情報一覧図写し

※戸籍謄本をご提出いただく場合は以下の謄本をご準備ください。

- ・亡くなられた方の除籍謄本（死亡の記載があるもの）
- ・亡くなられた方の改製原戸籍謄本（出生から死亡まで続いている全ての戸籍謄本）
- ・相続人様の戸籍謄本（亡くなられた方との関係がわかるもの）

※「法定相続情報一覧図写し」とは、法定相続情報証明制度に基づき、相続人様が亡くなられた方の戸籍謄本等を法務局に提出することにより、無料で交付を受けることができる書類です

- ▶ 相続依頼書（遺産分割協議書無）

全ての相続人様が各自自署し、それぞれの実印を捺印したもの

- ▶ 全ての相続人様の印鑑登録証明書

※発行後6か月以内のもの

- ▶ 手続き当事者様（来店する相続人様の代表）の実印

- ▶ 手続き当事者様（来店する相続人様の代表）の本人確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード等顔写真の貼付がある本人確認書類1点。または、健康保険証、年金手帳等顔写真の貼付がない本人確認書類2点。

- ▶ 相続預金受取書

※相続預金を現金でお受取りする場合は必要

- ▶ 亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード・出資証券など